

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人 苅田町社会福祉協議会

## はじめに

コロナ禍は、社会・経済の停滞を招き、減収や失業による生活困窮者を増加させています。また、人と人との交流の機会も制限され、改めて社会的孤立者の増大が加速しています。一方、2025年問題は喫緊の課題として差し迫り、2040年問題、異常気象による各種自然災害、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー問題等々、個人や世帯が抱える生活上の課題は複雑化・多様化しています。誰もが、いつ、生活のしづらさや生きづらさを抱えるかわからないこの社会において、社協の求める寄り添い合い・気かけ合える支え合いの地域づくりへの期待がより大きくなっています。

本会では「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」の理念実現に向け、荊田町と一体的に策定した「第2次荊田町地域福祉計画・第4次荊田町地域福祉活動計画」を推進しています。令和4年度は5年計画の4年目にあたります。直近の2年間はコロナ禍ということもあり、計画を思うようには進められていない部分もあります。しかし、コロナ禍でも出来ること、必要なことは何かを考え令和4年度の取組みを進めていきたいと思ひます。

なかでも、福岡県社協からモデル指定を受けた『地域共生社会実現のためのモデル指定事業』は、指定期間の最終年を迎えます。このモデル事業は、本会における総合相談体制の構築を図るものであり、地域福祉活動計画における「地域の困りごとを発見する仕組みづくり」から「困りごとの発見から解決までの相談支援体制の充実」や「住民と協働して、生活支援の充実への新たな取組みの推進」にあたり、地域共生社会の実現に向けた本会の取組の礎を築くものでもあります。モデル事業としてしっかり成果を出すためには、内部連携の強化やプラットフォーム（分野、領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、新たなつながりの中から更なる展開を生む場）づくりを十分に意識しながら、職員が一丸となって取り組む必要があります。目指すべきゴールをしっかり設定し、職員一同で知恵を出し合いながら取組みを進めていきたいと思ひます。

あんしんセンターにおいては、新型コロナ蔓延の影響から生活に困窮する方からの相談対応に追われる日々が続いています。業務量が増え続け担当職員の精神的・身体的負担が増すばかりの状況ですが、職員体制を見直し相談支援体制の充実を図っていきます。ボランティアセンターにおいてもコロナ禍でボランティア活動がしばらく状況に追い込まれています。コロナ禍だからこそ必要とされる活動を模索していきます。小地域福祉活動やつながり隊活動においても、コロナ禍で大きな不安を抱えながら活動している方々と共により良い活動が出来るよう努めてまいります。また、アフターコロナを見据えた活動展開も検討していきます。総務係では、職員エンゲージメントを高められるよう、働き方改革を推進します。

福祉サービス事業（ケアプランサービス・障害者相談支援・在処よってけばあ・くすの木作業所・配食サービス）では、新型コロナウイルスへの感染予防を徹底していきます。

コロナ禍は地域福祉活動の推進に大きな困難を招いていますが、社協は地域福祉推進の中心的な団体として、住民にとって欠かせない事業展開を図れるよう業務継続していきます。

## 令和4年度 社会福祉法人 荻田町社会福祉協議会 事業計画

### ■基本理念

『誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり』

### ■荻田町社協3つのビジョン

- ①地域住民に寄り添い、信頼される社協に
- ②「人」に合わせたオーダーメイド支援の展開
- ③住民主体の地域づくり

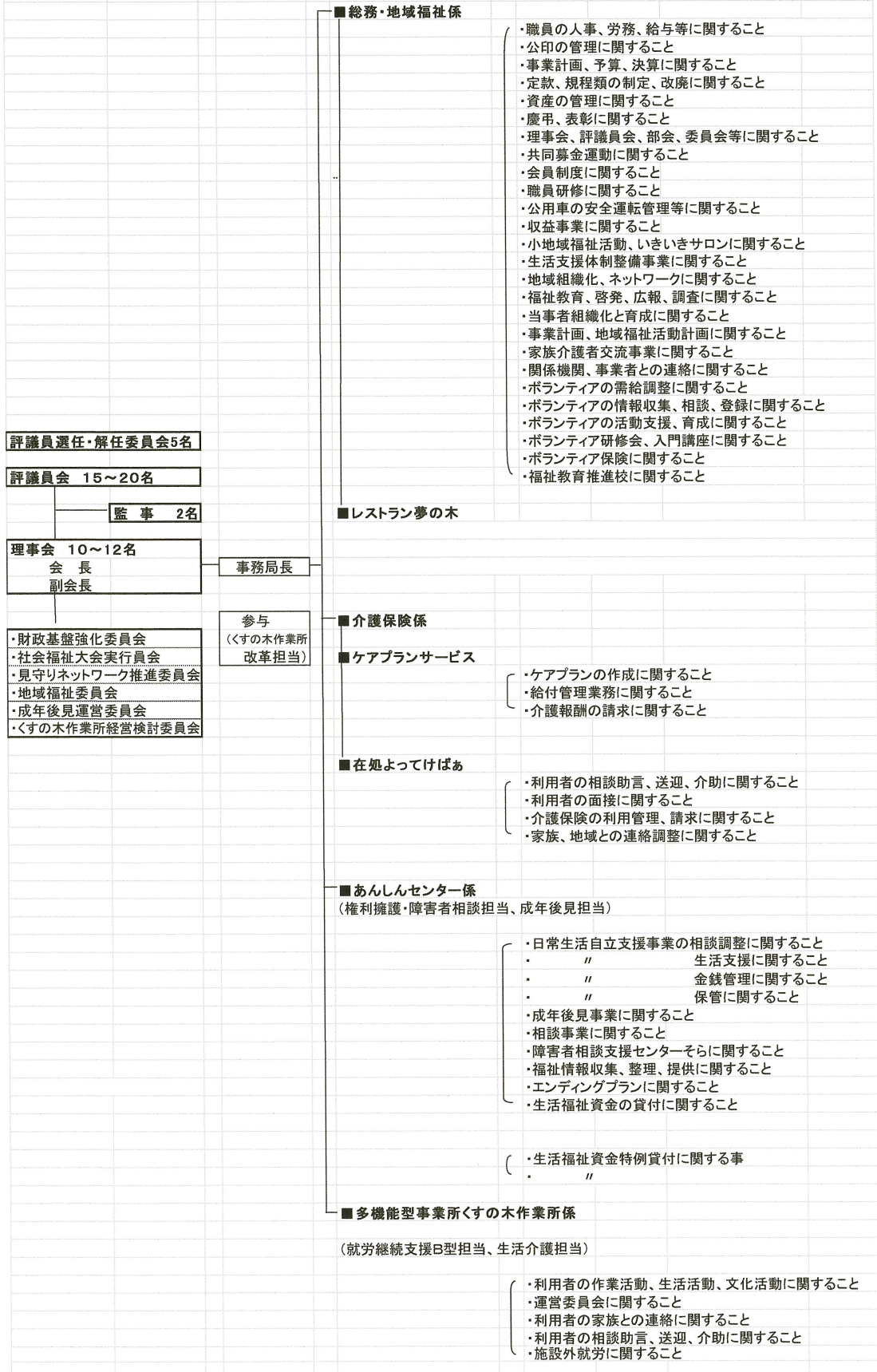
### ■重点方針

- ①『地域共生社会実現のためのモデル指定事業』の推進による、荻田町社協総合相談体制の構築
- ②あんしんセンター・ボランティアセンター機能の強化
- ③コロナ禍における小地域福祉活動・つながり隊活動への支援強化
- ④コロナ禍における福祉サービス業務継続の為の取り組み推進
- ⑤労務管理の強化とワークライフバランスの向上

## ■事業計画目次

I 地域福祉 事業計画	5
II 総務 事業計画	11
III あんしんセンター 事業計画	13
IV 多機能型事業所くすの木作業所 事業計画	15
V ケアプランサービス 事業計画	17
VI 認知症対応型通所介護 在処よってけばあ 事業計画	18

社会福祉法人 苜田町社会福祉協議会組織図(令和4年3月18日現在)



## I 地域福祉 事業計画

地域共生社会の実現に向け、福岡県社協のモデル事業「地域共生社会のためのモデル指定事業」を推進し、地域で生きづらさを抱える方の課題把握や小地域福祉活動をはじめとする地域住民や関係機関との連携・協働による支援等を行い、社協総合相談体制の構築を行います。

### 1. 社協総合相談体制の構築

- (1) 福岡県社協の「地域共生社会実現のためのモデル指定事業」を推進します。
  - ・本会における総合相談体制の見える化を図ります。
  - ・福祉課題の発見から課題解決までのフローチャートを完成させます。
  
- (2) 社協総合相談体制における福祉課題発見（入口）の仕組みづくり強化
  - ・窓口での相談や小地域福祉活動推進地区の支え合い会議等で福祉課題を早期発見します。
  
  - ・福祉委員やボランティア等を通じ、社協啓発グッズを配布することで、気軽に相談できる社協を目指します。
  
  - ・地域への訪問を通じ、地域生活課題の把握に努めます。
  
- (3) 社協内部での連携を図ります。
  - ・受け止めた福祉課題については、複数の係の職員が参加する個別支援会議を開催し、誰がどのように支援していくのかを協議します。
  
- (4) 社協総合相談体制における問題解決（出口）の仕組みづくり促進
  - ・既存のサービスや制度、事業を活用し、住民やボランティア等と連携・協働を行い、支え合い・助け合いの地域づくりの醸成に努めます。
  
  - ・受けた相談を定期的に分析し、各事業（ボランティアセンター・生活支援体制整備事業など）での新たな取り組みやサービス作りへつなげます。
  
  - ・男性介護者のつどいの場を開催します。
  
  - ・地域の居場所やひきこもり支援として、畑づくりを推進します。

## 2. 小地域福祉活動の充実

### (1) 見守り活動の推進

- ・「支え合い会議」を小地域福祉活動推進地区で開催し、地域生活課題の顕在化や支援方法の協議を行います。
- ・推進委員・福祉委員の見守り活動を推進するために、推進委員・福祉委員の名札の作成と役割についてまとめた資料を配布します。
- ・推進委員・福祉委員の役割を広報誌やYouTubeチャンネル等で地域住民へ啓発します。
- ・各小地域福祉活動推進地区の会議において、見守り対象者の見守り報告を推進します。

### (2) ふれあいいきいきサロン等交流活動の充実

- ・レクリエーション道具（ボッチャ・モルック）を活用したサロンを推進します。

### (3) 研修会などの開催

- ・小地域福祉活動推進地区で「懇談会」を開催し、各地区の活動推進上の課題等の把握や社協事業の理解を図ります。
- ・「小地域福祉活動推進地区ブロック別会長会議」を開催し、各地区の課題や取組などの情報交換を行います。
- ・小地域福祉活動推進地区の拡大のため、未実施地区へ説明会や個別のアプローチを行います。
- ・ひきこもり当事者や家族支援に関する研修会を行います。

### (4) コロナ禍における小地域福祉活動の研究

- ・小地域福祉活動推進委員会において、コロナ禍の小地域福祉活動について検討を進めます。

### 3.生活支援体制整備事業

**(1) 第2層つながり隊（協議体）への支援を行います。**

- ・活動に参加し、活動状況の把握や情報提供に努めます。
- ・活動報告をベース会議に合わせて年4回作成し配布します。
- ・第2層つながり隊の活動を年6回広報誌へ掲載します。
- ・第2層つながり隊の共通の課題を把握し支援に努めます。
- ・第2層つながり隊リーダー情報交換会を開催します。
- ・他自治体の先進地区の取組みを把握し情報提供に努めます。

**(2) 第1層つながり隊（協議体）を開催します。**

- ・ヘルパー事業所等と支え合いの地域づくりについて協議を進めます。
- ・住民フォーラムを開催し、支え合いの重要性を周知、啓発します。

**(3) 生活支援体制整備事業の進め方について合意形成を図ります。**

- ・ベース会議（年4回）を開催します。
- ・生活支援コーディネーター会議（月1回）を開催します。

**(4) 地域課題の把握と解決に向けた支援に努めます。**

- ・地域ケア会議（月1回）に参加し、課題の把握と支援に努めます。
- ・地域への訪問により高齢者や地域の課題の把握と支援に努めます。
- ・支え合い会議・懇談会に参加し住民の課題の把握と支援に努めます。

**(5) 地域資源の把握と可視化を進めます。**

- ・地域のつどいの場を調査し広報誌へ掲載、社会参加の重要性を啓発します。
- ・YouTube・インスタグラム・フェイスブックを利用した広報・啓発を行います。
- ・支え合いの冊子を作成し地域資源の可視化を進めます。



#### (6) 生活支援の研修会の開催

- ・一般住民向けの生活支援に関連した研修を開催します。
- ・第1層・第2層生活支援コーディネーター合同の研修を行います。
- ・ボランティア活動者向けの研修会を開催します。

### 4. ボランティアセンター活動の推進

- (1) 町内で地域貢献活動に取り組んでいる企業（団体）を対象にボランティアセンターへの企業登録を開始し、社会的に評価されるような仕組みづくりを行います。
- (2) 初心者向けのノルディックウォークボランティア養成講座を開催します。
- (3) フードパントリーを開催します。
- (4) 夏休み子どもボランティア活動を開催します。
- (5) ボランティア活動者同士が情報交換等できるような交流会を開催します。
- (6) ボランティア未経験者向けに、新たなボランティアに取り組めるような講座を開催します。
- (7) 手話奉仕員養成講座を開催します。
- (8) SOS徘徊ネットワーク事業への協力者を増やします。
- (9) 社会福祉大会等でボランティアの表彰を行います。

## 5. 福祉教育の推進

### (1) 地域福祉セミナーの実施

- ・福祉に関するセミナーを6月に開催します。

### (2) 福祉入門教室の開催

- ・うつ病や精神疾患に関する学習会を開催します。
- ・ボランティアへの関心を高める内容の入門講座を開催します。

## 6. 福祉教育推進校活動の充実

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえでの福祉教育実践

- ・オンラインでの講演や授業の提案をします。

## 7. ひきこもり当事者と家族支援

- (1) 先進地区の視察を行い、苅田町社協での進め方を検討します。

- (2) ひきこもり当事者や家族支援に関する研修会を開催します。

- (3) ひきこもり当事者の居場所をつくります。

## 8. 介護家族支援元気回復事業「元気回復サロン」の実施

- (1) 登録者の生活の質向上のため、悩みや相談内容に応じた専門機関職員による「学習会」を行います。

## 9. 障がい者団体連絡会の活動支援

- (1) スポーツレクリエーション祭や町との懇談会等の団体の活動を支援します。

## 10.地域福祉活動計画の推進

- (1) 地域福祉活動計画の推進と次期計画に向けた検討を行います。
- (2) 地区福祉計画の推進を地域住民と共に推進します。

## 11.高齢者・障害者・子育て世帯への生活支援活動の取り組みの推進

- (1) ハンディキャブ貸出事業・移動サロン事業の広報啓発の強化による利用促進、利用者増加と運転ボランティアの増加を目指します。

## Ⅱ 総務 事業計画

職員が安心して働けるための労働環境の整備・人材育成に取り組みます。また、安定した経営と組織づくりのために機能強化を図り、社協だより「手をつなごう」等を活用することにより効果的な広報・発信を行います。

### 1. 理事会・評議員会・委員会活動の推進

(1) 適切な開催により経営組織のガバナンス強化に努めます。

### 2. 社協会員の拡大

(1) 企業会員に賛同していただけるような新たな働きかけを展開していきます。

### 3. 資金管理(会計)の強化

(1) 事業を進めていくうえで各部署と連携し、収支について情報共有を図ったうえでコスト意識を高めます。

### 4. ワークライフバランスの向上

(1) ハラスメントのない職場づくりを行います。

(2) タイムカード導入による勤怠管理の徹底を図ります。

(3) 社会保険労務士との連携による労務管理の強化に努めます。

### 5. 赤い羽根共同募金運動の推進

(1) 振込による募金方法の周知を図ります。

(2) 共同募金による配分金の見直しをします。

## 6.社会福祉大会の開催

- (1) 新型コロナウイルス感染予防に努めながら、表彰式に重点を置き開催できる方法を協議します。
- (2) 会員総会として社協会員へ参加の呼びかけを行います。

## 7.配食サービス

- (1) 配食サービスを必要とする方が利用しやすいよう個別に分かりやすい説明を心掛けます。
- (2) 配食サービスを継続していくうえで、効率化できる部分を検討し改善します。

## 8.SOS徘徊ネットワーク活動への協力

- (1) 登録しているメール協力員へのサポートを行います。

## 9.広報啓発の強化

- (1) 社協だよりの作成においては、興味を引くような紙面づくりに努めます。

## 10.自主財源の確保

- (1) バザー品や郵便物の販売、葬祭仲介事業の実施、自動販売機設置等の取り組みを継続します。

## 11.新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び推進に努めます。

### Ⅲ あんしんセンター 事業計画

新型コロナウイルスによる猛威は、私たちの日常生活に長期に渡り影響を及ぼしています。支援の現場でもその波を受けつつ、試行錯誤の支援が続いています。既存の制度を活かし、社協の特色を再認識して社会資源の創出に取り組んでいきます。

#### 1. 権利擁護に関する取り組みの強化

- (1) 関係機関との情報共有の場を設定し、日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度の活用について協議します。
- (2) 中核機関と連携し、成年後見制度の相談や周知に努めます。

#### 2. 総合相談体制に向けての仕組み作り

- (1) 地域支援検討会議を月1回開催し、個別支援の実践について検討の場を設け、相談技術を高めます。
- (2) 電話や対面（個別面談）相談、SNS相談について、組織内で情報共有する際のアセスメントツールを作成します。
- (3) 社協の特色を活かし、相談の内容によっては参加型の支援につながるよう意識します。
- (4) 重層的支援体制整備事業の展開を意識しながら、複雑化・複合化した事例に対応できるよう、関係機関とのネットワークを構築していきます。

#### 3. 障害者相談支援事業の充実

- (1) 関係機関と情報共有を図りながら、利用者のニーズに応じた支援を行います。
- (2) 自立支援協議会や事例検討会へ参加し、相談支援の質の向上に努めます。

#### 4. 社会福祉法人連絡会の充実

- (1) 年3回幹事会を設け、個別支援や地域の見守り支援で把握した課題等について共有し、当会でできる事を検討します。
- (2) ふくおかライフレスキュー事業を支援ツールとして活用する。支援状況や結果については当会で共有します。

#### 5. ふくおかライフレスキュー事業の取り組み

- (1) 関係機関からの相談に応じ、他法・他制度による支援について検討したうえで、当事業の対象となるか生活状況を把握します。
- (2) 特例貸付後も続く生活困窮状態に対して相談支援を継続し、必要な情報を関係機関と共有し、生活再建に向けて連携します。

#### 6. 心配ごとなど各種相談事業

- (1) 地域住民のニーズを把握し、必要に応じて専門機関や福祉サービスに繋がります。

#### 7. 生活福祉資金の貸付

- (1) 特例貸付終了後の相談について、ライフレスキュー事業や食糧支援など活用し、継続支援をします。
- (2) 相談者が孤立しないように関係機関と情報共有し、見守り支援を継続する。

## IV 多機能型事業所くすの木作業所係 事業計画

利用者の方が住み慣れた地域で、自立した生活ができるようそれぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、利用者を取り巻く社会資源と連携を図り、総合的な福祉サービスに努めます

### 1. 多機能型事業所 くすの木作業所

(1) 利用者ごとの障害状況に配慮し、利用者本人の能力や働く意欲を尊重したサービスを提供します。

- ・一人ひとりが働く意識をもてるように、各自にあった作業環境を提供します
- ・サービスの選択肢を増やします

(2) 変化していく利用者の状態を把握し、他機関との連携を図ります

- ・利用者との面談を行い、ニーズを引き出します
- ・相談できる環境をつくります

### 2. 就労継続支援 B 型

(1) 利用者の能力にあった作業を提供します

- ・利用者個々のレベルアップを目指します
- ・作業の選択ができるように 作業を増やします

(2) 利用者数、利用率の向上を目指します

- ・特別支援学校の実習・見学を積極的に受け入れ、施設の良さを理解してもらい利用に結びつけます
- ・利用者の要望などを取り入れ、レクレーション活動や行事を実施します

(3) お菓子売り上げアップ、従事できる利用者を育成する

- ・年間月平均50万円を目指します
- ・育成のためのプログラムをつくります



### 3. 生活介護

(1) 一人ひとりが充実した時間を過ごせるプログラムづくりをします

- ・利用者の思いを引き出し、ニーズに添った活動を提供します
- ・創作活動・生産活動の選択肢をつくります

(2) 利用者・利用者家族のニーズを取り入れた個別支援計画の作成をします

- ・利用者・保護者の真意や心の声を引き出せるよう情報の収集に努め、ニーズや個々の特性に合わせた個別支援を提供していきます
- ・心身の状況や健康状態を把握し利用者の健康維持管理に努めます

## V 居宅支援事業所 ケアプランサービス係 事業計画

医療と介護の連携に注力し、公正中立なケアマネジメントの実践に努めていきたいと思えます。

- (1) 特定事業所加算算定事業所としての役割を遂行します。
  - ・研修会に出席して自己研鑽に励み、また他事業所と共同による事例検討会を開催し資質向上に努めます。また、町内他事業所の主任介護支援専門員との連携を図り、地域の介護支援専門員の抱える課題・地域課題に対してバイザー的機能を強化できるように努めます。
  
- (2) 自立支援を目的に適切なケアプランを作成します。
  - ・要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、PDCA サイクル推進を図り、ケアの質の向上に努めます。
  
- (3) 災害・感染症発生時も業務継続できるよう ICT を活用します。
  - ・災害・感染症発生時においても、可能な限り業務を継続できるよう、リモート機能を活用したテレワークの推進および ZOOM を活用した連携の推進に努めます。
  
- (4) 地域への広報活動・介護保険の理解促進に努めます。
  - ・介護保険相談窓口であることを掲載し相談しやすい環境づくりに努めます。

## VI 認知症対応型デイサービス 在処よってけばあ係 事業計画

住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるように、認知症の進行予防、意欲向上が図れるように、個人を尊重し、その人にあった専門的なケアを提供し、安心して過ごしていただけるよう支援します。

### (1) 職員の専門性と資質の向上（重点目標）

- ・認知症の進行に伴う不安や苦痛を受けとめ気持ちに寄り添う介護、認知症の人の持つ力、できない事でなく、できる力に目を向けられるように専門職として自己研鑽に励むと共に、研修への参加や資格取得を奨励し資質や技術の向上を図ります。

### (2) 地域との交流の促進（重点目標）

- ・地域と安心して交流できる機会を作るように努めます
- ・地域活動（清掃活動、防災訓練等）積極的に参加します。
- ・ふれあいいきいきサロンに利用者と共に参加し、地域の方々との交流の機会を増やします。
- ・在処においては、認知症についての講座等を開催し、相談や心配事を打ち明けやすい環境づくりに努めます。

### (3) 家族介護支援の強化（重点目標）

- ・家族が介護について一人で抱え込まない様に、認知症についての理解や対応の仕方、問題点などについて話しやすい場を提供していきます。

### (4) 新型コロナウイルス感染予防、環境の整備